

国民年金の仕組み

昭和61年4月の年金制度の改正により国民年金は、すべての人に共通の「基礎年金」として支給されます。

このため、自営業の人、会社などに勤務するサラリーマンや公務員の人、サラリーマン等の配偶者は「20歳から60歳までは国民年金」の強制加入となり、国外に住む日本人の方も任意加入できる仕組みとなっています。

基礎年金とは

- 基礎年金は次の3種類があります
- ①老後を迎えたとき **老齢基礎年金**
 - ②障害者となったとき **障害基礎年金**
 - ③母子家庭になったとき **遺族基礎年金**

国民年金法の一部改正

国民年金法が一部改正されました。主な改正点は次のとおり。

- ①年金額は、昨年4月にさかのぼって引き上げられ、2月に差額も含め支給されています
- ②年金額は、前年の物価上昇に合わせて、自動的に改定されます(平成2年4月から実施)
- ③年金の支払いは、年4回から6回になりました(2月、4月、6月、8月、10月、12月) ※福祉年金は従来どおり
- ④任意加入とされている20歳以上の学生に対し、国民年金の強制適用の対象となります(平成3年4月1日から実施)
- ⑤保険料は、現在月8,000円が平成2年4月から8,400円に引き上げられ、以後、平成6年度まで毎年月400円ずつアップします



国民年金は、昭和二十四年に制度を創設してから本年度で三十周年を迎えました。この間、国民年金は前にもわたる大改正を行い、制度の充実が図られてきました。特に昭和六十一年には、公的年金制度全般にわたる大改革が行われ、国民年金の適用範囲がすべての国民に適用され、全国民共通の基礎年金制度に生まれ変わり、昭和六十二年四月一日から実施されています。

国民の老後を担うこの所得保障制度は、時代に合わせ将来に向かって充実していくため、昨年十二月基礎年金制度発足後初めて、改正が行われました。(年金法の一部改正参照)

豊かな老後の設計 明日を支える国民年金

我が国の高齢化は、人生九十年代を迎えて、世界でも例をみない規模とスピードで進行し、二十一世紀初頭には超高齢化社会を迎えます。そうした中で老後の充実した生活を考えるとき、現役世代・高齢世代の社会的役割の仕組みである公的年金制度が重要となります。そして、第1の人生である老後の定めた生活設計を固めるためには、老後保障の中心的存在である国民年金に大きな期待が寄せられます。そこで今回は、国民年金制度の主な概要を紹介し、みなさんの老後の生活設計のために役立ててください。

共通の横断的仕組みであり、すべての加入者にとって、年金を受けるための要件が厳しくなりました。自営業者やサラリーマンが一緒に年金を支給する受給者を支えることになり、いづれの職種の方であっても給付と負担のバランスが同じになりました。また、婦人の年金権の確立が図られ、サラリーマン家庭では、夫と妻にそれぞれ基礎年金が支給されることになりました。平成2年度から基礎年金が支給されることになりました。平成2年度から基礎年金が支給されることになりました。平成2年度から基礎年金が支給されることになりました。



すべての人が国民年金に加入

日本国内に住む20歳以上60歳未満の人は、一部の(昼間部の学生や老齢年金受給者)を除いて、だれもが国民年金に加入することになっています

第1号被保険者

国民年金の保険料を支払う



20歳以上60歳未満の自営業の人など

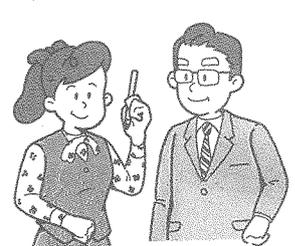
■自営業者等は届け出と保険料の支払いが必要
農業、漁業、個人商店などの自営業の人。家事手伝いや厚生年金が適用されていない事業所に勤める人は、第1号被保険者として加入します。

保険料の種類	月額	内容
定額保険料	4月から8,400円	一律に支払う保険料
付加保険料	400円	定額保険料に上積みして支払う保険料

- こんな人は任意加入
次の人は希望により加入できます。加入すると個人ごとに保険料を支払うことになります。
- ①20歳以上の昼間部の学生(平成3年4月から強制加入になります)
 - ②海外に居住している20歳以上65歳未満の日本人
 - ③60歳以上65歳未満の人

第2号被保険者

厚生年金や共済年金の保険料を支払う



厚生年金や共済年金に加入している人

■厚生年金や共済年金に加入している人は、届け出は不要
厚生年金や共済年金に加入している人も、国民年金の加入者(第2号被保険者)になります。これは厚生年金や共済年金の加入者すべてを自動的に国民年金加入者として登録するからです。なお、保険料については、厚生年金や共済年金の保険料だけが給料から天引きされ、国民年金に必要な保険料は、厚生年金や共済年金の制度から国民年金制度へまとめて支払われます。(厚生年金に加入している一般男子の保険料は、給料(標準報酬月額)の6.2%で、独身者も妻者も同率です)

第3号被保険者

保険料は個人で支払わない



厚生年金や共済年金加入者の被扶養配偶者で、20歳以上60歳未満の人(サラリーマンの妻など)

■サラリーマンの妻などは、第3号被保険者としての登録が必要
昭和61年4月にスタートした新しい年金制度では「厚生年金や共済年金に加入しているご主人に扶養されている妻」は、個人で保険料を納付しなくてよいことになりました。これは、ご主人の加入している年金制度からまとめて国民年金に支払われるからです。このような、保険料を個人で納付しない人は、第3号被保険者として登録するための届け出が必要。●第3号被保険者の条件(次のいずれにも該当すること)

- ①年齢が20歳以上60歳未満のこと
- ②配偶者が厚生年金や共済年金に加入していること
- ③配偶者に扶養されていること

暮らしを守る 3つの基礎年金

基礎年金には、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の3種類があります。そのほかに、第1号被保険者に対する国民年金独自給付として、付加年金、寡婦年金、死亡一時金があります。老後や万一のとき、一番頼りになるのが公的年金です。制度を正しく理解し、老後の生活設計に役立てましょう。

金は、国民年金加入中や20歳前の病
害者になった場合に支給されます。

受給の条件

病に苦しんでいる人が、障害基礎年金を受

※)に国民年金の被保険者であること
つた期間(免除された期間を含む)が
分の2以上ある
最近の1年間に
こと
で定めている
の障害の状態
。なお、20歳
までで障害者にな
上記①、②に
されるが一定額
うる場合は、そ
じされる
よ、病気がやけが
の診断を受けた



基礎年金の年金額

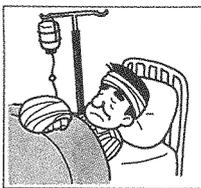
害の場合 年額 832,500円
(月額69,375円)
害の場合 年額 666,000円
(月額55,500円)

つたときに18歳未満の子供を扶養して
の数に応じて加算

つき 192,000円(月額16,000円)
から 64,000円(月額5,333円)

障害年金の事後重症とは

は、初診日か
経過したとき
定していない
の認定ができ
害の1級、2級
つた人が、そ
病気が悪化
ようになるこ
請求すれば障
支給されます。



場合も支給されます

ある人が、さらに別の障害が起こった
害を合わせた障害の程度が初めて2級
の場合(65歳に達する前日まで)、障害基
支給されます。



寡婦年金

第1号被保険者として、老齢基礎年金の受給資格
期間を満たした夫(婚姻期間が10年以上)が年金を受
けずに死亡した場合、60歳から65歳までの間、妻
に寡婦年金が支給されます。
年金額は、夫が受けることができたはずの老齢基
礎年金額の4分の3です。
ただし、死亡した夫が障害基礎年金や老齢基礎
年金を受けていた場合は支給されません。



付加年金

定額の保険料に月額400円の
保険料を上乗せして納めると、
1か月当たり200円で計算した
額が老齢基礎年金に加算されま
す。
付加年金：200円×付加保険料
納付月数

保険料+400円→月200円多くなる

老齢基礎年金は、保険料を納めた期間(保険料の免除を受けた期間を含む)などが、25
年以上ある人が65歳になったときに受けられます。

受給の条件

次の期間を合わせて、原則として25年
以上の期間が必要です。ただし、昭和5
年4月1日以前に生まれた人は、この期
間が21年~24年に短縮されています。
①国民年金保険料を納めた期間
②国民年金保険料の免除を受けた期間
③任意加入できる人が任意加入しなかつ
た期間
④昭和36年4月以後の厚生年金や共済年
金の加入期間

カラ期間とは

国民年金に任意加入してきた人が任意加
入しなかった期間をカラ期間といいます。
受給資格期間には入りませんが、老齢基礎
年金の額の計算の対象とはなりません。
●カラ期間として認められる期間
①昭和61年3月までの間でサラリーマン
の妻だった期間
②平成3年3月までの間で学生だった期
間
③昭和36年4月以後、20歳から60歳まで
の間で海外に在住していた期間
④昭和36年4月以後の期間で、脱退手当
金を受けていた期間

老齢基礎年金の年金額

年額 666,000円
(月額 55,500円)

年金額は、20歳から60歳になるまでの40年間、保険料を
納めた場合、満額が支給されます。
保険料の未納や免除、カラ期間などがあるときは、その
期間により減額されます。

$$666,000円 \times \frac{\text{保険料納付月数} + \text{保険料免除月数} \times 2}{\text{加入可能月数} \times 12(\text{月})}$$

※付加保険料を納めた方には、上記の額に以下の額がプラス
されます。
●200円×付加保険料納付月数

資格期間と加入期間の短縮

国民年金制度が発足したのは、昭和36年4月1日です。
そのときに20歳以上の人(昭和16年4月1日以前に生まれ
た人)で、60歳まで40年間加入することができない人や、
最低25年の資格を満たせない人のために、これらの期間が
短縮されています。(下表のとおり)

受給資格期間・加入可能年数と年金額

生年月日	最低必要な資格期間と その年金額	加入可能年数と その年金額
大15.4.2~昭和2.4.1	21年(252か月) 559,400円	25年(300か月) 666,000円
昭和2.4.2~昭和3.4.1	22年(264 //) 563,500	26年(312 //) //
昭和3.4.2~昭和4.4.1	23年(276 //) 567,300	27年(324 //) //
昭和4.4.2~昭和5.4.1	24年(288 //) 570,900	28年(336 //) //
昭和5.4.2~昭和6.4.1	25年(300 //) 574,100	29年(348 //) //
昭和6.4.2~昭和7.4.1	25年(//) 555,000	30年(360 //) //
昭和7.4.2~昭和8.4.1	25年(//) 537,100	31年(372 //) //
昭和8.4.2~昭和9.4.1	25年(//) 520,300	32年(384 //) //
昭和9.4.2~昭和10.4.1	25年(//) 504,500	33年(396 //) //
昭和10.4.2~昭和11.4.1	25年(//) 489,700	34年(408 //) //
昭和11.4.2~昭和12.4.1	25年(//) 475,700	35年(420 //) //
昭和12.4.2~昭和13.4.1	25年(//) 462,500	36年(432 //) //
昭和13.4.2~昭和14.4.1	25年(//) 450,000	37年(444 //) //
昭和14.4.2~昭和15.4.1	25年(//) 438,200	38年(456 //) //
昭和15.4.2~昭和16.4.1	25年(//) 426,900	39年(468 //) //
昭和16.4.2以後	25年(//) 416,300	40年(480 //) //

老齢基礎年金の 繰り上げ、繰り下げ請求

老齢基礎年金は、原則として
65歳から受けられますが、
希望により60歳から64歳に繰
り上げられます。また、逆に
66歳以降に繰り下げること
もできます。なお、繰り上げた
ときの年金額は、生涯一定
の率で減額され、繰り下げた
ときは一定の率で増額されま
す。

繰り上げ

年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
受給率	58%	65%	72%	80%	85%	100%

繰り下げ

年齢	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
受給率	112%	126%	143%	164%	188%

従来からの国民年金

大正15年4月1日以前に生まれた人

大正15年4月1日以前に生まれた人は、新しい国民年金からではなく、旧法の国民年金制度から老齢年金を受けることになります。

●老齢年金

(1) 支給要件

大正15年4月1日以前に生まれた人で、保険料を納めた期間と保険料の免除を受けた期間を合わせて下表の生年月日による受給資格期間を満たしたときに65歳から支給されます。

生 年 月 日	受給資格期間
大正5年4月1日以前	10年
大正6年4月1日以前	11年
大正7年4月1日以前	12年
大正8年4月1日以前	13年
大正9年4月1日以前	14年
大正10年4月1日以前	15年
大正11年4月1日以前	16年
大正12年4月1日以前	17年
大正13年4月1日以前	18年
大正14年4月1日以前	19年
大正15年4月1日以前	20年

(2) 年金額 (平成元年4月～)

【2,133円×保険料納付済月数+2,133円×保険料免除月数× $\frac{1}{2}$ 】+【826円×(300月-被保険者期間の月数)× $\frac{1}{2}$ 】
 × $\frac{1}{2}$ (保険料納付済月数+保険料免除月数× $\frac{1}{2}$)
 ÷ 被保険者期間の月数

●通算老齢年金

(1) 支給要件

大正15年4月1日以前に生まれた人または大正15年4月2日以降に生まれた人で昭和61年4月1日前に旧厚生年金保険法による老齢年金、共済組合の支給する退職年金(昭和61年3月31日において受給権者が55歳に達している人に限る)等の受給権を有していた人で、国民年金の保険料納付済期間(免除期間を含む)が1年以上ある場合に、他の公的年金の加入期間と合わせて生年月日に応じた資格期間がある場合に65歳から支給されます。

(2) 年金額 (平成元年4月～)

(2,133円×保険料納付済月数) + (2,133円×保険料免除月数× $\frac{1}{2}$)

裁定請求の手続き

年金は請求しないともらえません

大正15年4月2日以降に生まれた方は、新法の手続きに変わります。手続きは次の場所で行います。

●国民年金のみ加入していた方

●自営業の方やサラリーマンの妻など、国民年金のみ加入の方へ 保険年金課の窓口へ

なお、大正15年4月1日以前に生まれた方も、従来どおり保険年金課の窓口で手続きをしてください。

●二つ以上の制度に加入していた方

●最終加入が厚生年金保険の場合へ 最終事業所所在地の管轄の社会保険事務所へ

●最終加入が国民年金または共済組合の場合へ 住所地の管轄の社会保険事務所へ

保険料は忘れずに

国民年金の保険料は、納め忘れがあると、思いがけない事故があったときの障害基礎年金や遺族基礎年金などが受けられないばかりか、老齢福祉年金も受けられない場合があります。納め忘れて年金の権利を失わないようにしてください。

まだ加入していない

あなたも加入しませんか

国民年金の問い合わせ先

平塚市福祉部保険年金課

電話 23-1111, 35-1111 (内線251, 252)

あなたの



国民年金から共通の基礎年金が支給されます

遺族基礎年金は、国民年金に加入している人が死亡し、母子家庭になったとき、または18歳未満の子供だけになったとき支給されます。

受給できる人

死亡した人によって生計を維持されていた次の人



①10歳(障害児は20歳)未満の子供のいる妻



②18歳(障害児は20歳)未満の子供

受給の条件

いずれかに該当している人が死亡したときに、その人の子供のある妻に、または子供に支給されます。

①保険料を納めた期間(免除された期間を含む)が、加入期間の3分の2以上あること、または最近の1年間に未納がないこと。

②老齢基礎年金の受給資格期間を満たしているか、またはすでに受給していること。



遺族基礎年金の年金額

●子のある妻に支給される

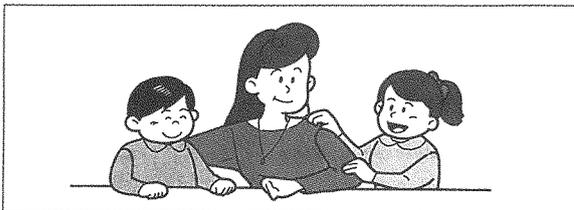
子供の数	年金額	月額
1人のとき	858,000円	71,500円
2人のとき	1,050,000円	87,500円
3人のとき	1,114,000円	92,833円

●子供のみの場合に支給される

子供の数	年金額	月額
1人のとき	666,000円	55,500円
2人のとき	858,000円	71,500円
3人のとき	922,000円	76,833円

※子供が4人以上の場合は、3人の子供の額に1人につき64,000円(月額5,333円)を加算

※3人以上のときは、2人の子供の額に1人につき64,000円を加算



働き手をなくしたとき 遺族基礎年金

障害基礎年金が気やけがて障

次の全てを満た

①初診日(注※)
 ②保険料を納めた加入期間の3分
 こと、または最
 未納期間がない
 ③国民年金制度
 1級または2級
 に該当すること
 前の病やけが
 った場合には、
 関係なく支給さ
 以上の所得があ
 りた場合は、
 注※初診日とは
 初めて医師の
 日

障害基

1級障
2級障

※障害者になっ
れば、子供の
子供1人につき
3人目

障害基

事後重症とな
ら1年6か月差
に、症状が固定
などで、障害
ない場合や障
に該当しな
の後65歳まで
して該当する
と。この場合前
害基礎年金が

●こんな場

すでに障害
のため、両方の
以上に該当した
礎年金が支給さ

国民年金

死亡一時金



第1号被保険者として保険料を3年以上納めた人が、老齢基礎年金、障害基礎年金をいずれも受けなくて死亡し、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合に支給されます。

●死亡一時金

保険料納付済期間	金 額
3年以上25年未満	100,000円
25年以上30年未満	126,500円
30年以上35年未満	160,000円
35年以上	200,000円

※付加保険料納付済期間3年以上のときは、8,500円が加算されます

